

公費負担（選挙公営）手続き
に関する書類
【記載例等】

山辺町選挙管理委員会

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

議会議員又は長を記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので
記

選挙運動用自動車本体のみの契約金額を記載
※スピーカー、看板等の費用を含めない。
※自動車本体と放送設備など附属設備の料金がパ
ックになっている場合は、車両本体と附属設備の契
約金額が明示された契約を締結すること。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入	R〇.〇.〇	(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 山辺町〇〇番地	R〇.〇.〇~ R〇.〇.〇	000,000 円	
燃料代	R〇.〇.〇	(株)〇〇石油 代表取締役 〇〇〇〇 山辺町〇〇番地	山形000 わ0000	円	単価 140 円
運転手の雇用	R〇.〇.〇	〇〇〇〇 山辺町〇〇番地	R〇.〇.〇~ R〇.〇.〇	000,000 円	
				円	

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」あつては借入期間を、「燃料代」にあつては、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記載してください。（なお、2の「契約内容」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）

請求できるのは、当該選挙運動用自動車に供給した分のみ。
その他の事務連絡用の自動車に給油した燃料代等を含めないこと。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

議会議員又は長を記載

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎

印

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

上限：

町長：5,000枚

町議会議員：1,600枚

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R〇. 〇. 〇	(株) 〇〇印刷 代表取締役 〇〇〇〇 山辺町〇〇番地	0,000 枚	00,000 円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

請求できるのは、選挙運動用ビラの作成費用のみ。
その他の費用と混同しないこと。

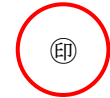
選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

議会議員又は長を記載

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎



次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

ポスター掲示場数×1.1倍
(100枚)まで公営対象

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R〇. 〇. 〇	(株) 〇〇印刷 代表取締役 〇〇〇〇 山辺町〇〇番地	〇〇〇 枚	〇〇〇,〇〇〇 円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

請求できるのは、選挙運動用ポスターの作成費用のみ。
その他の費用と混同しないこと。

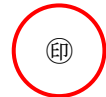
自動車燃料代確認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

議会議員又は長を記載

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎



次の自動車燃料代につき、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

限度額
7,560円×5日間=37,800円

1 契約年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
2 契約の相手方	(1) 住 所	山辺町〇〇〇〇〇番地
	(2) 氏名又は名称	(株) 〇〇石油
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号	山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	
4 確認申請金額	〇〇, 〇〇〇 円	
区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	〇 円	〇 円
今回の購入金額 (b)	〇〇, 〇〇〇 円	〇〇, 〇〇〇 円
燃料代計 (a) + (b)	〇〇, 〇〇〇 円	〇〇, 〇〇〇 円
備 考		

購入金額のうち、公費負担を受ける額を記載

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から山辺町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

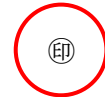
ビラ作成枚数確認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

議会議員又は長を記載

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎



次のビラ作成枚数につき、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

上限
町長：5,000 枚
町議会議員：1,600 枚

記

1	契約年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
2	契約の相手方	(1) 住 所	山辺町〇〇番地
		(2) 氏名又は名称	(株) 〇〇印刷
		(3) 法人の場合はその代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇
3	確認申請枚数	0, 0 0 0 枚	
	区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
	今回の枚数 (b)	0, 0 0 0 枚	0, 0 0 0 枚
	枚 数 計 (a) + (b)	0, 0 0 0 枚	0, 0 0 0 枚
	備 考		

作成枚数のうち、公費負担を受ける枚数を記載

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から山辺町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

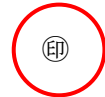
ポスター作成枚数確認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

議会議員又は長を記載

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎



次のポスター作成枚数につき、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

限度枚数
85 箇所 × 1.1 ≒ 100 枚

1	契約年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
2	契約の相手方	(1) 住 所	山辺町〇〇番地
		(2) 氏名又は名称	(株) 〇〇印刷
		(3) 法人の場合はその代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇
3	確認申請枚数	〇〇〇 枚	
	区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
	今回の枚数 (b)	〇〇〇 枚	〇〇〇 枚
	枚 数 計 (a) + (b)	〇〇〇 枚	〇〇〇 枚
	備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から山辺町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

作成枚数のうち、公費負担を受ける枚数を記載

確認番号 第〇〇号

確認申請書の提出後 選挙管理委員会から交付します

自動車燃料代確認書

山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内であることを確認する。

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町選挙管理委員会
委員長

㊞

記

- 1 令和〇年〇〇月〇〇日執行 山辺町議会議員又は長選挙
- 2 候補者の氏名 山辺 一郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号 山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇
- 4 確認金額 〇〇, 〇〇〇 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、山辺町に支払を請求することはできません。

確認申請書の提出後 選挙管理委員会から交付します

ビラ作成枚数確認書

山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町選挙管理委員会
委員長



記

- 1 令和〇年〇〇月〇〇日執行 山辺町議会議員又は長選挙
- 2 候補者の氏名 山辺 一郎
- 3 確認枚数 0,000 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山辺町に支払を請求することはできません。

確認申請書の提出後 選挙管理委員会から交付します

ポスター作成枚数確認書

山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町選挙管理委員会
委員長



記

- 1 令和〇年〇〇月〇〇日執行 山辺町議会議員又は長選挙
- 2 候補者の氏名 山辺 一郎
- 3 確認枚数 〇〇〇 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、山辺町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎

議会議員又は長を記載

印

記

運送等契約区分 (該当する番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名	(株)〇〇レンタカー 代表取締役 〇〇〇〇 山辺町〇〇番地		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
メーカー名 車種名 山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	R〇. 〇. 〇〇	〇〇, 〇〇〇 円	
メーカー名 車種名 山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	R〇. 〇. 〇〇	〇〇, 〇〇〇 円	
メーカー名 車種名 山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	R〇. 〇. 〇〇	〇〇, 〇〇〇 円	
メーカー名 車種名 山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	R〇. 〇. 〇〇	〇〇, 〇〇〇 円	
メーカー名 車種名 山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	R〇. 〇. 〇〇	〇〇, 〇〇〇 円	

備考

- この証明書は、使用実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が山辺町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は山辺町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1) 以外の場合 15,800円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、山辺町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車本体のみの借用金額（税込）を日ごとに記載

※必ず給油伝票の写しを添付

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎

議会議員又は長を記載



給油量及び金額を日ごと
に集計して記載

記

燃料供給業者	住 所	山辺町〇〇番地		
	氏名又は名称	(株) 〇〇石油		
	法人の場合は その代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動 用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
RO. O. OO	山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇 ℓ	〇, 〇〇〇 円	
RO. O. OO	山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇 ℓ	〇, 〇〇〇 円	
RO. O. OO	山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇 ℓ	〇, 〇〇〇 円	
RO. O. OO	山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇 ℓ	〇, 〇〇〇 円	
RO. O. OO	山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇 ℓ	〇, 〇〇〇 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者からの給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が山辺町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、山辺町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

燃料供給の公費負担を受けられる自動車は、『選挙運動用自動車の使用の契約届出書』に記載された選挙運動用自動車に限られる。
事務連絡用の自動車に供給した燃料代等と混同して記載しないように注意

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎

議会議員又は長を記載

印

記

選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載

運 転 手	住 所	山辺町〇〇〇〇〇番地	
	氏 名	山辺 一郎	
雇用年月日	報酬の額	備 考	
RO. O. OO	00,000 円		
RO. O. OO	00,000 円		
RO. O. OO	00,000 円		
RO. O. OO	00,000 円		
RO. O. OO	00,000 円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が山辺町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、山辺町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 6 の場合には、候補者の指定した運転手以外の運転手は、山辺町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎

議会議員又は長を記載



記

実際に作成した選挙運動用ビラの
枚数及び金額 (税込) を記載

ビラ作成業者	住 所	山辺町〇〇〇〇〇番地
	氏名又は名称	(株) 〇〇印刷
	法人の場合はその 代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇
作成枚数		0, 0 0 0 枚
作成金額		0 0, 0 0 0 円
備考		

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が山辺町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山辺町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数	山辺町議会議員選挙	1, 6 0 0 枚
	山辺町長選挙	5, 0 0 0 枚
(2) 限度額	(単価) 7 円 5 1 銭	× 確認された作成枚数

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇〇月〇〇日執行
山辺町議会議員又は長選挙
候補者 山辺 一郎

議会議員又は長を記載

印

記

実際に作成した選挙運動用ポスターの
枚数及び金額（税込）を記載

ポスター作成業者	住 所	山辺町〇〇〇〇〇番地
	氏名又は名称	(株) 〇〇印刷
	法人の場合はその代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇
作 成 枚 数		000 枚
作 成 金 額		00,000 円
ポスター掲示場数		83 箇所

備考

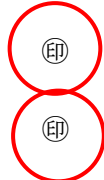
- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が山辺町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、山辺町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 ポスター掲示場の数に100分の110を乗じて得た数（10未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げた数）
 - 限度額 作成単価（当該作成単価が1,500円を超えるときは1,500円）×ポスター掲示場の数に100分の110を乗じて得た数（10未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げた数）

選挙運動用自動車の使用 請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町長 殿

住所 山辺町〇〇〇〇〇番地
氏名又は名称 (株) 〇〇レンタカー
法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇



山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行 山辺町議会議員又は長選挙
- 4 候補者の氏名 山辺一郎
- 5 振込先

議会議員又は長を記載

金融機関名	〇〇〇〇〇 銀行・金庫・農協		
本・支店名	〇〇 本・支店	本・支店コード	〇〇〇
預金種別	普通 当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇〇〇〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山辺町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

正確に記載

一般運送契約（ハイヤー、タクシー）の場合

- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
- ・ 請求内訳書（別紙1）

その他の自動車借入れ契約の場合

- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
- ・ 請求内訳書（別紙2）

を添付

運送金額 (A) 又は基準限度額 (B) の
いずれか少ない方の金額を記載

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者名 山辺 一郎

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備 考
R○. ○. ○○	00,000 円×1 台 = 00,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	00,000 円	
R○. ○. ○○	00,000 円×1 台 = 00,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	00,000 円	
R○. ○. ○○	00,000 円×1 台 = 00,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	00,000 円	
R○. ○. ○○	00,000 円×1 台 =00,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	00,000 円	
R○. ○. ○○	00,000 円×1 台 =00,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	00,000 円	
計			000,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

借入金額 (A) 又は基準限度額 (B) のいずれか少ない方の金額を記載

請求内訳書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者名 山辺 一郎

(1) 自動車の借入

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
RO. O. OO	00,000 円×1 台 =00,000 円	15,800 円×1 台= 15,800 円	00,000 円	
RO. O. OO	00,000 円×1 台 =00,000 円	15,800 円×1 台= 15,800 円	00,000 円	
RO. O. OO	00,000 円×1 台 =00,000 円	15,800 円×1 台= 15,800 円	00,000 円	
RO. O. OO	00,000 円×1 台 =00,000 円	15,800 円×1 台= 15,800 円	00,000 円	
RO. O. OO	00,000 円×1 台 =00,000 円	15,800 円×1 台= 15,800 円	00,000 円	
計			000,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
RO. O. OO	山形000 わ 0000	130 円×000 =0,000 円			
RO. O. OO	山形000 わ 0000	130 円×000 =0,000 円			
RO. O. OO	山形000 わ 0000	130 円×000 =0,000 円			
RO. O. OO	山形000 わ 0000	130 円×000 =0,000 円			
RO. O. OO	山形000 わ 0000	130 円×000 =0,000 円			
計		00,000 円	00,000 円	00,000 円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認申請書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」(計)欄には、(A) の(計)欄又は (B) の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(A)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

確認書に記載された金額を記載

販売金額 (A) 又は基準限度額 (B) のいずれか少ない方の金額を記載

日ごとの報酬を記載

報酬 (A) 又は基準限度額 (B) の
いずれか少ない方の金額を記載

(3) 運転手の雇用

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
R○. ○. ○○	00,000 円	12,500 円	00,000 円	
R○. ○. ○○	00,000 円	12,500 円	00,000 円	
R○. ○. ○○	00,000 円	12,500 円	00,000 円	
R○. ○. ○○	00,000 円	12,500 円	00,000 円	
R○. ○. ○○	00,000 円	12,500 円	00,000 円	
計			000,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車の運転業務に
実際に従事した年月日を記載

選挙運動用ビラの作成請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町長 殿

住 所 山辺町〇〇〇〇〇番地
 氏名又は名称 (株) 〇〇印刷 ⑩
 法人の場合はそ
 の代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日執行 山辺町議会議員又は長選挙
- 4 候補者の氏名 山辺一郎
- 5 振 込 先

議会議員又は長を記載

金融機関名	〇〇〇〇〇 銀行・金庫・農協		
本・支店名	〇〇 本・支店	本・支店コード	〇〇〇
預金種別	普通 当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇〇〇〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山辺町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

正確に記載

- ・ビラ作成枚数確認書
- ・選挙運動用ビラ作成証明書
- ・別紙 ビラの作成請求内訳書を添付

別紙

実際に作成した単価
及び枚数を記載

ビラ作成枚数確認書の枚数を記載
町長：5,000枚
町議会議員：1,600枚

選挙運動用ビラの作成請求内訳

候補者名 山辺 一郎

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)
円銭	枚	円	円銭	枚	円	円銭	枚	円
0.00	0,000	00,000	7.51	0,000	00,000	0.00	0,000	00,000

備考

- 1 (D) 欄には7円51銭と記載してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(C) 欄と (F) 欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

作成単価 (A) 又は基準限度単価 (D) の
いずれか少ない方の金額を記載

作成枚数 (B) 又は基準限度枚数 (E) の
いずれか少ない方の枚数を記載

選挙運動用ポスターの作成 請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

山辺町長 殿

住 所 山辺町〇〇〇〇〇番地
 氏名又は名称 (株) 〇〇印刷 ⑩
 法人の場合はそ
 の代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日執行 山辺町議会議員又は長選挙
- 4 候補者の氏名 山辺一郎
- 5 振 込 先

議会議員又は長を記載

金融機関名	〇〇〇〇〇 銀行・金庫・農協		
本・支店名	〇〇 本・支店	本・支店コード	〇〇〇
預金種別	普通 当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	〇〇〇〇〇〇〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山辺町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したポスターの見本1枚を添付してください。

正確に記載

- ・ポスター作成枚数確認書
- ・選挙運動用ポスター作成証明書
- ・別紙 ポスターの作成請求内訳書を添付

別紙

実際に作成した単価
及び枚数を記載

ビラ作成枚数確認書の枚数を記載

選挙運動用ポスターの作成請求内訳書

候補者名 山辺 一郎

掲 示 場 の 数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
	0,000	000	000,000	1,500	000	000,000	0,000	000	000,000

備考

- 1 掲示場の数の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、1,500円と記載してください。
- 3 (E) 欄には、次により算出した額を記載してください。
作成限度枚数：ポスター掲示場の数に100分の110を乗じて得た数（10未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げた数）
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

作成単価 (A) 又は基準限度単価 (D) の
いずれか少ない方の金額を記載

作成枚数 (B) 又は基準限度枚数 (E) の
いずれか少ない方の枚数を記載

※契約書の見本です。

※既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、見本の様式に準拠して作成してください。

議会議員又は長を記載

選挙運動用自動車運送契約書

印紙

山辺町議会議員又は長選挙候補者 山辺 一郎 (以下「甲」という。)と △△会社 ▽▽▽
□□ □□ (以下「乙」という。)は、選挙運動のために使用する自動車の運送について、
次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び登録番号又は車両番号 メーカー名 車種名 山形〇〇〇 〇 〇〇〇〇
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間 令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日まで 〇日間
- 5 契約金額 〇〇〇,〇〇〇 円 (内訳) 1日 〇,〇〇〇円 × 〇日間
(消費税及び地方消費税を含む)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和〇年〇月〇〇日

議会議員又は長を記載

甲 山辺町議会議員又は長 選挙候補者
氏 名 山辺 一郎 印
住 所 ◇◇◇◇◇◇◇◇番地

乙 住 所 ◇◇◇◇◇◇◇◇番地
名 称 △△会社 ▽▽▽
代表者 代表取締役 □□ □□ 印

※契約書の見本です。
※既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、見本の様式に準拠して作成してください。

議会議員又は長を記載

選挙運動用自動車車輛貸借契約書

山辺町議会議員又は長選挙候補者 山辺 一郎 (以下「甲」という。) と (株) ○○インカー代表取締役 ○○○○ (以下「乙」という。) は、選挙運動のために使用する自動車について、次のとおり借入れ契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び登録番号又は車両番号 メーカー名 車種名 山形000 わ 0000
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで ○日間
- 5 契約金額 ○○○,○○○ 円 (内訳) 1日 ○,○○○円 × ○日間
(消費税及び地方消費税を含む)
- 6 使用上の義務等
甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。
- 7 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。
- 8 その他
甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。
(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
(2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和○年○月○日

甲 山辺町議会議員又は長 選挙候補者
氏名 山辺 一郎 印
住所 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇番地

乙 住所 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇番地
名称 (株) ○○インカー
代表取締役 ○○○○ 印

議会議員又は長を記載

※契約書の見本です。

※既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、見本の様式に準拠して作成してください。

議会議員又は長を記載

選挙運動用自動車燃料供給契約書

山辺町議会議員又は長選挙候補者 山辺 一郎（以下「甲」という。）と (株) ○○石油
代表取締役 ○○○○（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次の
とおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和○年○月○○日から令和○年○月○○日まで
- 2 供給場所 所在地 ◇◇◇◇◇◇◇◇番地
名称 (株) ○○石油
- 3 供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号又は車両番号 山形○○○ □ △△-△△
- 4 契約金額 単価 1ℓ当たり ○○○ 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。

6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和○年○月○○日

議会議員又は長を記載

甲 山辺町議会議員又は長 選挙候補者
氏名 山辺 一郎 印
住所 ◇◇◇◇◇◇◇◇番地

乙 住所 ◇◇◇◇◇◇◇◇番地
名称 (株) ○○石油
代表取締役 ○○○○ 印

※契約書の見本です。

※既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、見本の様式に準拠して作成してください。

議会議員又は長を記載

選挙運動用自動車運転契約書

山辺町議会議員又は長選挙候補者 山辺 一郎（以下「甲」という。）と 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日まで 〇日間
原則として、毎日〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
- 2 契約金額 〇〇,〇〇〇 円（1日につき〇〇,〇〇〇円）
（消費税及び地方消費税を含む）
- 3 運転する車輛の登録番号又は車両番号 メーカー名 車種名 山形〇〇〇 わ 〇〇〇〇

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。

5 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和〇年〇月〇〇日

議会議員又は長を記載

甲 山辺町議会議員又は長 選挙候補者
氏名 山辺 一郎 印
住所 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇番地

乙 住所 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇番地
氏名 〇〇 〇〇 印

※契約書の見本です。

※既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、見本の様式に準拠して作成してください。

議会議員又は長を記載

選挙運動用ビラ作成契約書

印紙

山辺町議会議員又は長選挙候補者 山辺 一郎（以下「甲」という。）と
(株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次の
とおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に定める選挙運動用ビラ

2 数 量 〇,〇〇〇枚

3 契約金額 〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）単価 〇円 〇〇銭× 〇,〇〇〇枚

4 納入期限 令和〇年〇月〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。

6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

議会議員又は長を記載

令和〇年〇月〇日

甲 山辺町議会議員又は長 選挙候補者

氏 名 山辺 一郎

住 所 ◇◇◇◇◇◇◇◇番地

印

乙 住 所 ◇◇◇◇◇◇◇◇番地

名 称 (株) 〇〇印刷

代表取締役 〇〇〇〇

印

※契約書の見本です。
※既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、見本の様式に準拠して作成してください。

議会議員又は長を記載

選挙運動用ポスター作成契約書

印紙

山辺町議会議員又は長選挙候補者 山辺 一郎（以下「甲」という。）と
(株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次の
とおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 数 量 〇,〇〇〇枚
- 契約金額 〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）単価 〇円 〇〇銭× 〇,〇〇〇枚
- 納入期限 令和〇年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。

6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- 乙がこの契約に違反したとき。

令和〇年〇月〇〇日

議会議員又は長を記載

甲 山辺町議会議員又は長 選挙候補者
氏 名 山辺 一郎 印
住 所 ◇◇◇◇◇◇◇◇番地

乙 住 所 ◇◇◇◇◇◇◇◇番地
名 称 (株) 〇〇印刷
代表取締役 〇〇〇〇 印